

柳井市独自で

保育料を完全無償化します

保育料の無償化（認可外保育施設以外）

3
～
5
歳児



令和元年10月から
全ての世帯の**保育料が無償化**されています。

- 対象施設
幼稚園・認可保育所・認定こども園

0
～
2
歳児



令和6年9月から
全ての世帯の**保育料を無償化**します。

- 対象施設
認可保育所・認定こども園



0～2歳児	第1子	第2子		第3子以降	
		第1子が 就学前	第1子が 小学生以上	第1子が 就学前	第1子が 小学生以上
国の制度 [=現在の柳井市の制 度]	保護者負担 全額	保護者負担 1/2	保護者負担 全額	無償化	保護者負担 1/2
令和 6年 9月 以降	山口県の制度	無償化	無償化	無償化	無償化
	柳井市の制度	無償化	無償化	無償化	無償化

保育料の実質無償化（認可外保育施設）

0
～
5
歳児



平成29年4月から
認可外保育施設の利用に係る保育料を助成しています。

- 対象施設
「市内」の「一般利用者を受け入れる認可外保育施設」（双葉愛保育園）
- 助成額
「認可外保育施設保育料」と「認可保育所保育料」との差額を助成
（上限額45,000円）

0
～
5
歳児



令和6年9月から
認可外保育施設の利用に係る**保育料を実質無償化**します。

- 対象施設
「市内・市外」の「認可外保育施設」（事業所内保育所を含む。）
- 助成額
「認可外保育施設利用料」を助成
（上限額を65,000円に引き上げるにより、実質無償化を行う。）